

土地改良区会計検査指導基準の要点

1. 単式簿記方式、複式簿記方式のいずれの土地改良区にも適用される通知
2. 全ての土地改良区の会計経理の基準
3. この基準に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる会計基準、会計の慣行による
4. 重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法による処理も認められる
5. 会計帳簿の科目は、会計細則例(単式、複式)別添1に準拠して、その性質を示す適当な名称で表示する

主要簿

單式簿記方式

- 金錢出納簿
- 收入整理簿
- 支出整理簿

複式簿記方式

- 現金預金出納帳
- 收入整理簿
- 支出整理簿
- 仕訳帳
- 總勘定元帳

会計年度独立の原則における例外

歳計剰余金の繰越

- 一会計年度における収入と支出の差額は繰り越しして翌年度の歳入に編入する

過年度収入

- 既往の年度に属する収入を現年度の収入として扱うこと

過年度支出

- 既往の年度に属する支出又は戻出金を現年度において支出すること

翌年度収入繰上充用

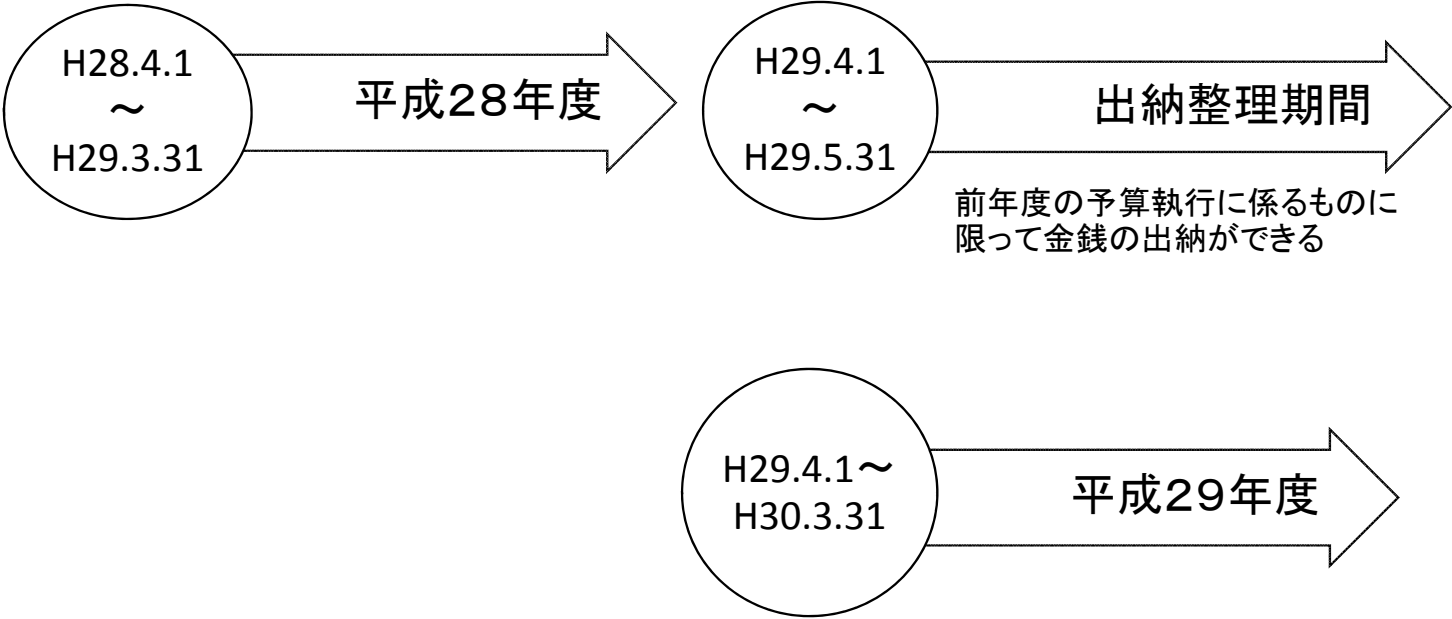
- 翌年度歳入を繰り上げて当該年度における歳入不足を補うこと

出納整理期間

単式簿記方式

複式簿記方式

存在しない



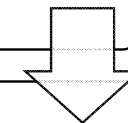
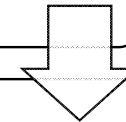
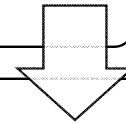
会計細則例 第1条(趣旨)

法令(土地改良法等)

定款

規約

会計細則



第9条(予算及び決算科目、財務諸表等様式並びに予算執行等)

	原則	例外
款 (新設、廃止、 相互間の予算の流用)	総代会の議決	規約で定めれば理事会の 専決処分とすることも可
項 (新設、廃止、 相互間の予算の流用)	理事会の議決	あらかじめ理事会におい て理事長の専決に委ねた ものについては、この限り でない
説明種目 (新設、廃止、 相互間の予算の流用)		
予備費の充用		

第35条(残高の照合)

	日々の現金出納終了後	毎月末
会計主任	現金残高を現金預金出納帳と照合する	1 各自、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合する
会計事務補助者	—	2 照合結果を互いに確認する(会計事務補助者を置く場合)
会計担当理事	—	3 照合結果について確認する

第48条(帳簿間の照合)

	毎月末
会計主任	1 各自、 ①収入簿の収入済額の月計と現金預金出納帳の入金月計 ②支出簿の支出済額の月計と現金預金出納帳の出金月計を照合する
会計事務補助者	2 照合結果を互いに確認する(会計事務補助者を置く場合)
会計担当理事	3 照合結果について確認する

第49条～作成する必要がある決算等書類

単式簿記方式

- 収支決算書
- 財産目録
- 事業報告書

複式簿記方式

- 収支決算書
- 貸借対照表
- 正味財産増減計算書
- 財産目録
- 事業報告書

第50条(決算前の検算等)

- 1 •【会計担当理事】入金伝票、出金伝票及び振替伝票と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合
- 2 •【会計担当理事】主要簿と補助簿との記載事項の照合
- 3 •【会計担当理事】主要簿、補助簿の記載事項の検算
- 4 •【会計主任】収支決算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録を作成(事業年度終了後3ヶ月以内に理事長に提出)

第52条(収支決算書等の作成)

検算



現金預金出納帳、収入簿、支出簿の各口座を締切る



収支決算書を作成



決算整理仕訳を行う



仕訳帳、総勘定元帳の各口座を締切る



精算表、貸借対照表、正味財産増減計算書を作成する

第65～67条(物品会計事務)

		定義	物品の管理	処分する場合の 理事長承認
物品	備品	機械器具及びその他の物品で、原型のまま比較的長期の反復使用に耐えるもののうち、1件又は1組の取得価格が3万円以上のもの	備品台帳により記録を行う	必要
	消耗品	備品以外のもの	消耗品受払簿により記録を行う	不要